

# 環境影響評価審査会 次第

令和元年9月26日(木) 10時00分～  
ラッセホール地下1階 「パンジー」

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 環境影響評価対象事業の追加(太陽光発電所)について
- (2) 東播磨南北道路に係る事後監視調査結果報告書について

4 閉 会

## < 資 料 >

資料1：前回の総会での主なご意見と回答・対応方針

資料2：「環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加案」に関するパブリック・コメント手続の結果

資料3：環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について(諮問)

資料4：環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について  
(一次答申)

資料5：平成30年度東播磨南北道路事後監視調査結果報告(説明資料)

資料6：事後監視調査結果報告書(東播磨南北道路)

参考資料1：環境影響評価法 抜粋

参考資料2：環境影響評価指針

参考資料3：(仮称)姫路天然ガス発電所新設計画の環境影響評価準備書に対する  
意見(答申及び知事意見)

## 前回の総会での主なご意見と回答・対応方針

No.	ご意見	回答・対応方針
1	対象規模を5haとすることの考え方及び理由を整理すること。	<p>対象規模の考え方は以下とします（詳細は答申案に記載）。</p> <p>①山林伐採や斜面地開発により、アセス法の対象規模よりも小さな太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。</p> <p>②太陽光条例の届出実績から事業区域面積5ha以上と設定すれば、面積ベースで届出全件の81%が捕捉され、山林でも86%が捕捉される。</p> <p>③このため、アセス条例の対象規模は5ha以上とする。</p>
2	経過措置の内容を整理の上、再度説明すること。	<p>○審査会でのご意見やパブリック・コメントでのご意見等を踏まえ、改正条例規則の公布日を10月初旬、施行日を令和2年4月1日とします。</p> <p>○アセスは、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（開発行為の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に配慮して行われるようにすることを目的としています。</p> <p>○したがって、開発行為の許認可等の事前協議が終了していないものについては条例対象とします。</p>
3	ため池設置の場合、太陽光条例の施設基準は、水面の面積の50%以下とあるが、水位により変動する。50%の定義は。	水平投影面積で満水面積の50%としています。
4	ため池の場合、生態系の保全を考えると水抜き、かいぼりを行った方が好ましいものもあるが、太陽光パネルを設置するとそれらが難しくなる。ため池の機能に関して何か決まりがあるか。	<p>○ため池保全条例（令和元年6月改正）第19条に基づき、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽、ため池の機能の保全に影響を及ぼすおそれのある行為（水底の掘削、岸の形状の変更、取水施設又は洪水吐きの変更又は廃止）を行う者は、事前に知事の許可が必要となっています。</p> <p>○太陽光パネルの設置を行う場合も原則、当該条例の規定により許可申請が必要となります。</p>

No.	ご意見	回答・対応方針
5	ため池の生態系は重要なので、ため池設置の場合は対象規模を別に設定できないか。	<p>ため池設置については以下により対応します。</p> <p>①アセス条例対象となるため池設置案件に係る調査等については、今後、「環境影響評価指針」の関する議論の中で盛り込むことを検討していきます。</p> <p>②アセス条例の対象外となる案件に対しては、ため池保全条例の許可申請の際や太陽光条例の届出の際など一定の機会を捉え、事業者に対して「環境影響評価指針(改正後)」や環境省が現在作成中の「小規模太陽光アセスガイドライン(仮称)」を示すことにより、調査・評価・予測等を指導していきます。</p>
6	景観について、より前向きにコントロールできる基準を考えるべき。	今後、「環境影響評価指針」の改正に関する議論の中で検討していきます。

「環境影響評価対象事業への太陽光発電所の追加案」に関する  
パブリック・コメント手続の結果概要

1 関係資料

- (1) 「環境影響評価対象事業への太陽光発電所の追加案」
- (2) 参考資料  
「ひょうごの環境影響評価」

2 資料の閲覧方法

- (1) インターネット  
「ひょうごの環境」ホームページにて公開。
- (2) 県民情報センター及び地域県民情報センター  
県民情報センター（神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 4 階）  
各地域県民情報センター（神戸を除く各県民局・県民センター内）
- (3) 意見を募集している担当課の窓口への備え付け  
農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室（神戸市中央区下山手通  
5-10-1）

3 実施期間

令和元年 8 月 6 日（火）～8 月 26 日（月）

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名：環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加案  
 意見募集期間：令和元年8月6日～令和元年8月26日  
 意見等の提出件数：294件（100人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>本条例に係る本規則改正は、経過措置による適用除外を受けるためにはアセス法が定める経過期間（猶予期間）に比べて、より厳しい時間的制限を設定しており、法律の定める制限よりも、より厳しい義務を事業者課しているため、少なくとも施行日は法律に合わせて2020年4月1日にすべきであると存じます。</p> <p><b>1 アセス法と本条例に係る本規則改正の経過措置の猶予期間の問題点</b></p> <p>本条例に係る本規則改正は、経過措置による適用除外を受けるために、アセス法が定める経過期間（猶予期間）に比べて、より厳しい時間的制限を設定しており、法律の定める制限よりも、より厳しい義務を事業者課しているため、法律に抵触する懸念があるのではないかとこの疑念がございます。</p> <p>(1)アセス法第61条2号との関係</p> <p>当社が手掛ける兵庫県内の太陽光発電事業として、発電出力85MW、発電出力62MWの二つ案件があり、いずれも40MWを超えていることから、アセス法の定める第一種事業として、アセス法上の「対象事業」に該当します。</p> <p>アセス法第61条は、柱書において、「この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」とし、地方公共団体が独自に環境アセスメントについて制定する権限を認めています。同条2号で「第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律に反しないものに限る。）」とし、「対象事業」についてはあくまでアセス法に反しない規定のみ制定できるとして、地方公共団体の条例制定権を制限しています。</p> <p>従って、本条例に係る本規則改正において、アセス法において全国一律に適用する趣旨である9か月という対象事業に対する経過措置を独自に短縮することは、アセス法によって許容された制定権の範囲を逸脱し、アセス法第61条第2号の趣旨と両立しないと考えられます。</p> <p>この点、アセス法で太陽光発電事業が「対象事業」として見なされるのは、（改正）アセス法施行日である2020年4月1日以降であり、本条例に係る本規則改正の施行日である2019年10月1日（若しくは実質的適用開始日の2020年1月上旬）時点は、アセス法施行日前であることから、経過期間の短縮がなされたとしても、アセス法施行日前にはアセス法との抵触は存在しないのではとの反論が考えられます。</p> <p>しかしながら、アセス法施行日以降は、本条例に係る本規則改正規定の適用対象となる太陽光発電事業のうち、アセス法の「対象事業」となる太陽光発電事業については、2020年4月1日以降、本条例に係る本規則の改正規定の適用ではなく、アセス法の適用に移行すると理解しております。そうしますと、今回の本規則改正による猶予期限の短縮は、改正アセス法が規定するアセス手続の適用条件をより厳格化することで、改正アセス法よりも、法アセスの手続が適用される対象事業の範囲を拡大する措置にほかなりません。かかる措置は、そもそもアセス法が施行されればアセス法と両立しない条例は規定することができないにもかかわらず、改正アセス法が規定している猶予期間を失わせ、条例が独自に環境アセスメントに係る義務そのものを事業者課するものであり、実質的に見て、アセス法第61条第2号が想定する法律と条例の関係に合致しない行為とも評価されるべきものです。</p> <p>以上に鑑みて、今回の本規則改正による猶予期限の短縮は、単にアセス法施行日前であるからという形式的な理由によって正当化されるのではなく、アセス法第61条第2号の趣旨にそぐわないと思料いたします。</p>	1	<p>1                  [その他]                  ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>(1)環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）第61条の規定は、条例制定権限を認めており、対象事業の拡大（いわゆる「横出し」）を可能としています。</p> <p>本県では、太陽光発電所の設置に伴う周辺住民の生活環境への影響が危惧されることから、新たに太陽光発電所を環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「アセス条例」という。）の対象事業とするものです。</p> <p>なお、環境影響評価に関する条例施行規則の改正に係る経過措置については、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、公布から施行までに一定の周知期間を設定することを予定しています。</p> <p><b>【アセス法第61条】</b>                  （条例との関係）</p> <p>第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項</p> <p>二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>(2)アセス法第62条との関係 アセス法第62条は、「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」として、地方公共団体が環境アセスメントについて規定する場合には、アセス法の趣旨を尊重しなければならない旨を定めています。この点、(5)でも述べたとおり、今回の本規則改正は、アセス法によって設定した経過措置をあえて短縮することにより、アセス法が想定するアセス手続の適用範囲を拡大する措置であり、アセス法の趣旨を損なう措置と考えられます。かかる措置は、アセス法第 62 条に合致しないものであり、認められないと考えます。</p> <p>なお、アセス法第62条にいう「法律の趣旨」とは、アセス法における規定のうち、評価項目・評価基準・評価手法等のアセス手続にとって本質的な規定のみを指し、今回のような条例改正時の経過措置期間に関する規定は含まれないとの反論も考えられます。もっとも、本条例に係る本規則改正における、猶予期間内に電気事業法に基づく工事計画届出を提出すれば、本条例に係る本規則の改正規定の適用除外となるという建付けを踏まえれば、猶予期間の長短は、そもそも環境アセスメントの義務が事業者に賦課されるかを左右するものであり、その意味で、上記のアセス手続に関する評価項目等に関する規定以上に、アセス手続にとって本質的かつ重要な規定と評価されるべきものです。従って、アセス適用に関する猶予期間の長短は、アセス法の「法律の趣旨」に含まれますので、本条例に係る本規則改正による猶予期間の短縮は、アセス法第62条にそぐわないと思料します。</p> <p>(3)法律と条例の関係について 法律と条例の関係について判示した徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50 年 9 月 10 日）を前提とすると、本条例に係る本規則の改正は、アセス法と合致しないと見られます。すなわち、アセス法と本条例の目的及び効果は、究極的には環境の保全であることから、その目的及び効果は同一といえますところ、アセス法上の経過期間（猶予期間）の設定に関しましては、かかる期間が、環境アセスメントという事業者にとっては負担となる制度の導入の猶予期間として設定されているという趣旨からすれば、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すべき性質のものとは考えられず、かかるアセス法上の猶予期間は 全国一律に適用される趣旨と解すべきであり、かかる観点からも、本条例に係る本規則の改正は、上記判例の基準に照らし、アセス法と両立しないと見られます。</p> <p>(4)結論 以上より、アセス法という法律の限度を超えて、事業者負担を課すことになる本条例に係る本規則改正の経過措置は、法律と両立しないと判断される懸念があるものと考えます。</p> <p><b>2 実際的な観点における経過期間の在り方</b> 前述のように、アセス法との関係から猶予期間を短縮することは不合理であることに加え、より実務的な観点からも、条例改正時においては、予見し得なかった負担を課されることになる事業者に対する周知徹底のため、十分な経過期間を設定すべきであると考えます。</p> <p>例えば、貴県の自動車NOx・PM法対策地域内における自動車の運行規制に関連し、2004年に施行された「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正においては、条例施行までの猶予期間についてのパブリックコメントを受けて、貴県において、「条例の規制開始時期については、十分な周知と円滑な買い換えが図られるよう、制定の1年後としたいと考えています。また、自動車NOx・PM法では、使用過程車について適用猶予期間が設けられており、条例においては、法の適用猶予期間より1年間長い適用猶予期間を設けたいと考えています。」とご回答されています。</p> <p>また、同じく貴県において2018年10月に施行された「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」につきましても、新たな規制に関する十分な周知期間を求めるパブリックコメントに対し、「ご意見を踏まえ、可能な限り周知期間を設けます」とご回答され、実際に、同条例の実質的適用は翌年2月以降とされたことと認識しております。</p> <p>貴県におかれましては、上記のような前例もご考慮頂いたうえで、本条例に係る本規則の改正規定の適用においても、猶予期間について、何卒柔軟なご対応をお願いしたく存じます。</p>		<p>(2) 本県では、太陽光発電所の設置に伴う周辺住民の生活環境への影響が危惧されることから、新たに太陽光発電所をアセス条例の対象事業とするものです。</p> <p>このことは、今後、本県において実施される太陽光発電所の設置について、環境上の配慮等を事業者適切に行っていただくことを期待するものであって、地域の実情に応じて適切に判断したものであり、アセス法第1条に規定される「目的」に何ら反するものではないと考えます。</p> <p>なお、環境影響評価に関する条例施行規則の改正に係る経過措置については、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、公布から施行までに一定の周知期間を設定することを予定しています。</p> <p>(3) アセス法第 61 条では、条例制定権限を認めています。</p> <p>(4) アセス法第 61 条では条例制定権限を認めており、アセス条例はアセス法第 62 条のとおり法の趣旨を尊重しています。</p> <p>2 〔その他〕 ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>環境影響評価に関する条例施行規則の改正に係る経過措置については、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、公布から施行までに一定の周知期間を設定することを予定しています。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p><b>3 本条例に係る本規則改正により経過期間が短縮されることで生じる損害及び不利益</b></p> <p>(1)以上のように、アセス法という法律の限度を超えて、事業者に負担を課すことになる本条例に係る本規則改正の経過措置（猶予期間）は法律に合致しないと判断される懸念があり、また、実務的な観点からみてもより長期の経過期間が必要であると考えますが、それ以外につきましても、本条例に係る本規則改正は、当社に対して以下の通りの不利益を生じさせるものです。当社としては、本条例に係る本規則の改正により短縮された猶予期間の適用により、以下の不利益が生じることを主張することを検討しております。</p> <p>(2)まず、経産省が推進した平成30年度入札制度で当社が落札した、固定価格（15.17円/kWh、15.37円/kWh）決定の前提条件としては、入札から落札時点で予見可能性の無かった上記環境アセス及び事業リスクは当然に考慮することができませんでした。</p> <p>環境省との議論の中では、特に当社の2案件は直近平成30年度入札案件であり、各認定日が2019年2月7日、2019年3月18日であることから、そもそも認定取得時には予見可能性の無かったアセス法の適用については、除外してもらえただけの猶予期間を設けるべきであると主張しておりました。結果としてアセス法という法律においては経過として約9ヵ月が猶予期間として定められ、当社は当該期限超過時にはアセス法の適用を免れないとの認識の下、猶予期限を考慮して可及的速やかに開発を継続して参りました。しかしながら、2案件の上記認定日からの期間を鑑みると、兵庫県が事後的に定めた本条例上のアセスにおける適用除外期限である2019年12月31日までの工事計画届の提出は時間的に到底間に合うものではなく、当社に不可能を強いるものです。</p> <p>(3)当社は、国民負担を増大させる固定価格買取制度からの脱却を目的として国が推進した入札制固定価格にのっとり、当社理念でもある再生可能エネルギーの普及拡大に努めるべく、2案件では利潤の程度に関わらず低固定価格で入札をし落札に至っているという経緯がございます。仮に本条例に係る本規則の改正により短縮された猶予期間に従い、これらの事業についてアセス法の適用がされる場合、配慮書の準備から評価書の確定通知を受け取るまで、概ね3年間の環境影響評価期間が追加で発生することになります。これに伴い、投資回収期間が長期化し、アセスメント手続全般に係る開発費用分が負担となり、運転開始期限超過に依る固定価格買取期間短縮が主な原因として、2案件共に事業の採算性が合わなくなる可能性が高いと試算しております。これにより開発事業者としては開発を中断し撤退せざるを得ない可能性もあると考えております。</p> <p>(4)当社としては、本来環境影響評価を十分に行うべき自然林等の新規開発事業に於いてアセス法及びアセス条例を不当に回避しようと考えておらず、むしろ2案件の固定価格入札に於いては、自然環境や周辺環境への影響を最小限に留める為、既に開発済みのゴルフ場を太陽光発電事業用地として選定しております。太陽光発電事業を前提としたゴルフ場買収に係る費用は非常に高額でしたが、それでも尚、環境影響や周辺住民方への影響に配慮した再生可能エネルギー事業が理想的だと考えた末に現在の計画に至っております。</p> <p>(5)当社は、入札当初に予見可能であった各種法令調査に基づき2案件に於いて計7億4000万円程の入札保証金を納入しておりますが、これは事後的な法令改正に依る事業断念時には返還が成されないこととされております。また各事業に於いてゴルフ場買収費用を含む各種開発費用も拋出済みであります。また、各事業用地であるゴルフ場も閉鎖或いは閉鎖手続に進んでおり、これ等を原状回復することは不可能な状況です。</p> <p>仮に本状況下で事業撤退をせざるを得ない場合には、当社として多大な損害を被るのみならず、既にゴルフ場閉鎖の判断を下した各ゴルフ場オーナー、結果としてゴルフ場が運営継続していれば職を失わなかった従業員方、またゴルフ場閉鎖に依り防災設備の改修及び維持管理が滞り、防災リスクを被る地元住民方等、及び本事業に関連する兵庫県在住の多数の皆さんに於いて多大な損害を負わせることとなります。</p>	3	<p>3</p> <p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>(6)結果として法アセス適用案件としてみなされるとしても、本来は、環境省が法アセスの適用除外期限として一律的に定める2020年3月31日と本条例の経過措置の期限は平仄を合わせるべきであり、本条例の実質適用日は2020年4月1日にすべきと思料致します。そうでなければ、結果として、前述の環境省が定めた、法アセスにおける適用除外期限である2020年3月31日（猶予期間9 ヶ月）が形骸化することとなり、環境省の制度（なお、当該猶予期間決定に於いては経産省の意見も反映されていると考えております。）と兵庫県の本条例に矛盾が生じるものと考えております。この点は、前述のとおり、本条例に係る本規則改正はアセス法という法律に合致していないという懸念がありますし、少なくとも、当社のように再生可能エネルギー普及に寄与すべく適法且つ迅速に開発を進める事業者に対して、法律よりも厳しく、かつ、著しく困難な負担を課すものであると考えます。</p>		
全般	<p>現在、太陽光発電事業の開発を行っており、利害関係のある地元説明会を含め兵庫県、市との大規模開発の協議を開始してから1年6か月ほど経過しており8月の段階で、大規模開発の県知事同意が頂ける段階へと進んでおります。</p> <p>この時点で環境アセス条例のお話を頂きまして弊社の状況と意見を記載させていただきます。</p> <p>先ず、この事業には3年ルールというものが御座いまして、2021年の3月までに発電所の稼働を行っておりませんと、買取期間の短縮により事業の縮小、関係各所にも多大に影響して参ります。</p> <p>今回の新条例5ha以上でのアセス調査を行う事となりますと、この2021年の3月迄に発電所の稼働は到底間に合うものではなく現在までに費やした事業費約3億円損害、関係各所、特に協定書を締結しております地元へは協力金なども発生しておりこれが破棄される事になると関係各所に多大なご迷惑をお掛けすることになります。</p> <p>弊社は当該案件について経産省の入札で落札したのち、法令に従い手続きを進めており、工事を行う為の各許認可等の本協議に入る寸前で有ります。</p> <p>地元対応もほぼ終了しておりますので、今回のアセスが適用された場合、ほぼ間違いなく事業が頓挫する事になり、その影響は社内外及び関係各所、地元には大きなものとなります。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>環境影響評価に関する条例施行規則の改正に係る経過措置については、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、公布から施行までに一定の周知期間を設定することを予定しています。</p>
防災設備	<p>近年、ゲリラ豪雨の多発など短時間での雨量増大に伴う河川の増水や氾濫など住民生活にも影響があるが、事業主にて複数回実施された住民説明会では、現在計画されているゴルフ場内の既設調整池は県基準に基づき一部改修され、事業用地内には新たに表面排水路が設置する等して防災機能は維持されるとの説明を受けている。また整備された防災設備は、20年に渡る事業期間に於いて適切に維持管理が成されるものと理解している。</p> <p>本年12月末日を以てゴルフ場は閉鎖される事から、仮に事業が中止された場合には、ゴルフ場跡地および防災設備の維持管理は放棄される事が予想され、将来的な地域防災リスクの観点で非常に懸念している。</p>	4 2	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>
地元協力	<p>ゴルフ場開場当初から、地元自治会への協議費及びため池の取水費を事業主に負担頂いており、之は広く地元地域の運営に於ける支援として非常に重要なものであった。仮に事業主が変更されても負担は継続頂けると聞いていたが、仮に事業撤退となった場合には、当該支払を原資の一部として実施してきた設備投資や祭事等に供する原資はなくなり、地域の活性化は停滞し、長期的には若者世代の地域からの流出なども懸念される。仮にゴルフ場が閉鎖され、太陽光発電事業も撤退した場合は、将来的にゴルフ場跡地にて産業廃棄物処理場など地元住民が望まない事業へ転用される可能性が否定できない。</p>	4 2	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>



項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
防災設備	<p>近年、ゲリラ豪雨の多発など短時間での雨量増大に伴う河川の増水や氾濫など住民生活にも影響があるが、事業主にて複数回実施された住民説明会では、ゴルフ場跡地の既設調整池に加えて、事業用地内へ新たに11箇所の防災調整池や表面排水路を設置する事で防災機能を改善する計画と聞いている。また整備された防災設備は、20年に渡る事業期間に於いて適切に維持管理が成されるものと理解している。</p> <p>本年3月末日を以てゴルフ場は閉鎖されている事から、仮に事業が中止された場合はゴルフ場跡地が放棄され、防災機能の改善は望めないばかりか既設防災設備の維持管理も放棄される事が予想される為、将来的な地域防災リスクの観点で非常に懸念している。</p>	55	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。</p>
上水道	<p>事業予定地には町上水道供給エリア外の住民が3件6名居住しており、本年3月末のゴルフ場閉鎖迄の数十年来はゴルフ場より上水道の給水を受けていた。事業主が20年に渡る事業期間中の上水道供給の継続維持を約束され安堵していたが、もし事業中止となった場合は給水継続が望めなくなる事が予想される。住民の生活に欠かすことのできないライフラインとしての給水義務を継続して貰う為にも、本事業は継続頂く必要がある。</p>	55	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。</p>
獣害対策	<p>全国の野生鳥獣類による農作物被害や住民生活への悪影響が大きく報道されているが、太陽光発電所に転用されることで広大なゴルフ場跡地は一定の管理がなされると安心していましたが、仮に今後放棄地として無人化する事、ゴルフ場跡地が鳥獣の絶好の住処になり、シカ、イノシシ、サル等による作物への獣害増加が懸念される。</p>	97	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。 なお、野生鳥獣による農作物被害等については、市町等とともに、本県としても対策を進めて参ります。</p>
全般	<p>アセス条例にかかると認定取得までに3年半から、4年くらいの期間が必要と言われてましたが、それなら、実施するまでに4年から5年位の期間がないと企業としては対応もできないし、特に太陽光発電事業としては、国の定めた条件に従って案件取得、計画をして事業推進決定をします。当初は、売電価格の引き下げ、期間の短縮等は、案件決定時にはなかった条件です。これをカバーできる利益の確保の方法はありません。</p> <p>アセス条例により、工事着工届が出せない場合、県は売電期間短縮分の金額の保証をしてくれますか？それができるわけもないのでしたら、無責任な施策を強引に進めているとしか思えませんが、いかがでしょうか。</p>	1	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。 環境影響評価に関する条例施行規則の改正に係る経過措置については、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、公布から施行までに一定の周知期間を設定することを予定しています。</p>

諮問第 140 号

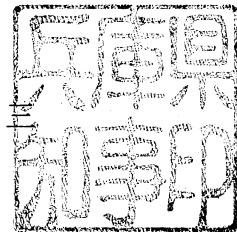
環境影響評価審査会

環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について（諮問）

環境影響評価に関する条例における対象事業の追加について環境影響評価審査会規則第 2 条第 5 号に関する事項として、環境影響評価指針の改正について同条第 1 号に関する事項として調査審議いただきたいので、諮問します。

平成 31 年 3 月 12 日

兵庫県知事 井戸 敏



（諮問理由）

環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に「太陽光発電施設の設置」を追加することについて、国の検討会において報告書が取りまとめられ、今後、国において必要な法改正の検討等が行われる見込みである。

本県の環境影響評価制度は、条例と法の一体的な運用により、事業者による環境の保全と創造についての適正な配慮を推進していることから、法の一部改正にあわせて必要な見直しを行う必要がある。

このことから、太陽光発電所を条例対象事業とすること並びに環境影響評価指針を改正することについて意見を求めるものである。

令和元年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

環境影響評価審査会  
会長 服部 保

環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について（答申）

平成 31 年 3 月 12 日付け諮問第 140 号で諮問のありました標記のことのうち、環境影響評価対象事業の追加について、下記のとおり答申します。

記

- 1 太陽光発電所を環境影響評価に関する条例の対象事業に追加することが適当である。
- 2 対象とする太陽光発電所の事業規模は「事業区域面積 5 ha 以上の新設及び増設」とすることが適当である。



(案)

環境影響評価対象事業の追加  
(太陽光発電所の追加) について

(一次答申)

令和元年 9 月 日

兵庫県環境影響評価審査会

## 目 次

### 環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所の追加）について（一次答申）

1	兵庫県内の太陽光発電所の設置状況	・・・	p. 1
2	太陽光発電所の設置による環境影響等	・・・	p. 3
3	太陽光発電事業のアセス法対象への追加	・・・	p. 4
4	太陽光発電所の設置に係る関係法令等	・・・	p. 5
5	太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性	・・・	p. 6
6	太陽光発電所の追加について	・・・	p. 7
	審議経過等	・・・	p. 9

## 1 兵庫県内の太陽光発電所の設置状況

### (1) 再生可能エネルギーの導入状況

太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー発電の導入は地球温暖化対策の重要な柱であり、取組を引き続き積極的に推進していく必要がある。

一方、平成 24 年度（2012 年度）から開始された固定価格買取制度により、全国的に特に非住宅用太陽光発電の導入量が大幅に増加しており、兵庫県内においても同様の傾向にある。

兵庫県では、今後、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及をめざすこととしている。

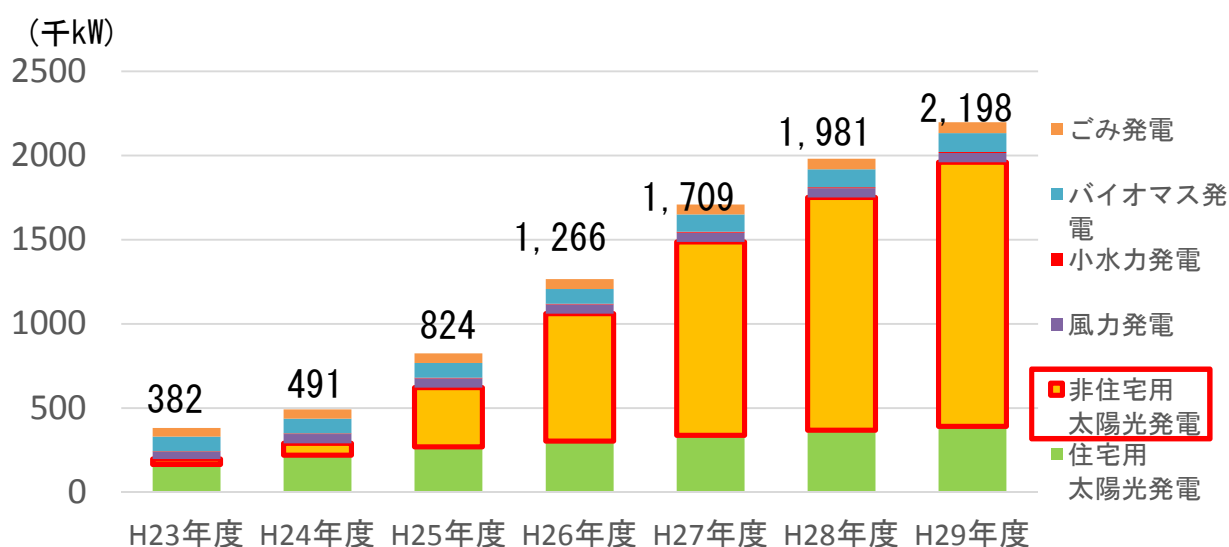


図1 県内再エネ導入設備容量の推移

### (2) 大規模開発要綱における協議状況

太陽光発電施設は、平成 29 年 1 月 1 日から大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和 50 年 2 月 1 日兵庫県告示第 185 号。以下「大規模開発要綱」という。）の協議対象（10ha 以上の開発行為）となっており、これまでにその適用となった太陽光発電施設は表 1 のとおりである。山林を開発して大規模な太陽光発電施設を設置する事例も出てきている。

### (3) 太陽光条例における届出状況

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年 3 月 23 日兵庫県条例第 14 号。以下「太陽光条例」という。）が平成 29 年 7 月 1 日に施行された。

事業区域の面積が 5,000m<sup>2</sup>以上の太陽光発電施設の設置工事及び増設等工事が対象となっており（たつの市、小野市、三田市（市街化区域）、朝来市、多可町の区域においては、事業区域の面積が 1,000m<sup>2</sup>以上の施設が対象。神戸市及び三田市（市街化調整区域）は届出対象外。）、その届出状況は表 2 のとおりである。届出に係る総面積の約 8 割が森林での設置となっている。

表1 大規模開発要綱の適用となった太陽光発電施設一覧 (H29.1以降)

事業	事業実施場所	事業実施前の土地状況	事業区域面積 (ha)	発電出力 (万 kW)	R1.6 末の状況
パシフィックエナジー夢前メガソーラー発電所	姫路市夢前町	ゴルフ場跡地	134.6	6	工事中
メガソーラー市島発電所	丹波市市島町	ゴルフ場計画地の跡地を利用した残土処分場	119.1	2.6	工事中
パシフィックエナジー赤穂メガソーラー発電所	赤穂郡上郡町	ゴルフ場跡地	208.4	6	工事中
ハップ上郡発電所	赤穂郡上郡町	山林	33	1	工事中
A 発電所	南あわじ市阿万東町	山林	22	0.7	未着工
B 発電所	姫路市砥堀	山林	169.6	5.7	未着工
C 発電所	姫路市安富町	山林	15.1	0.7	未着工
D 発電所	三田市上本庄	ゴルフ場跡地	231.3	8.5	未着工
E 発電所	赤穂郡上郡町	ゴルフ場跡地	55.6	6.3	未着工

表2 太陽光条例における届出状況 (平成29年7月～令和元年6月末)

年度	森林 <sup>※</sup>		ため池		田畑		宅地		その他		計	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
H29	24	107.2	8	12.5	6	2.9	1	0.5	16	21.6	55	144.7
H30	20	522.0	11	14.3	19	7.8	4	21.6	12	13.0	66	578.7
R元	5	8.9	7	11.0	2	1.1	3	9.2	2	10.1	19	40.3
計	49	638.2	26	37.7	27	11.8	8	31.4	30	44.7	140	763.8

※ゴルフ場跡地を含む。

四捨五入の関係で計が合わないことがある。

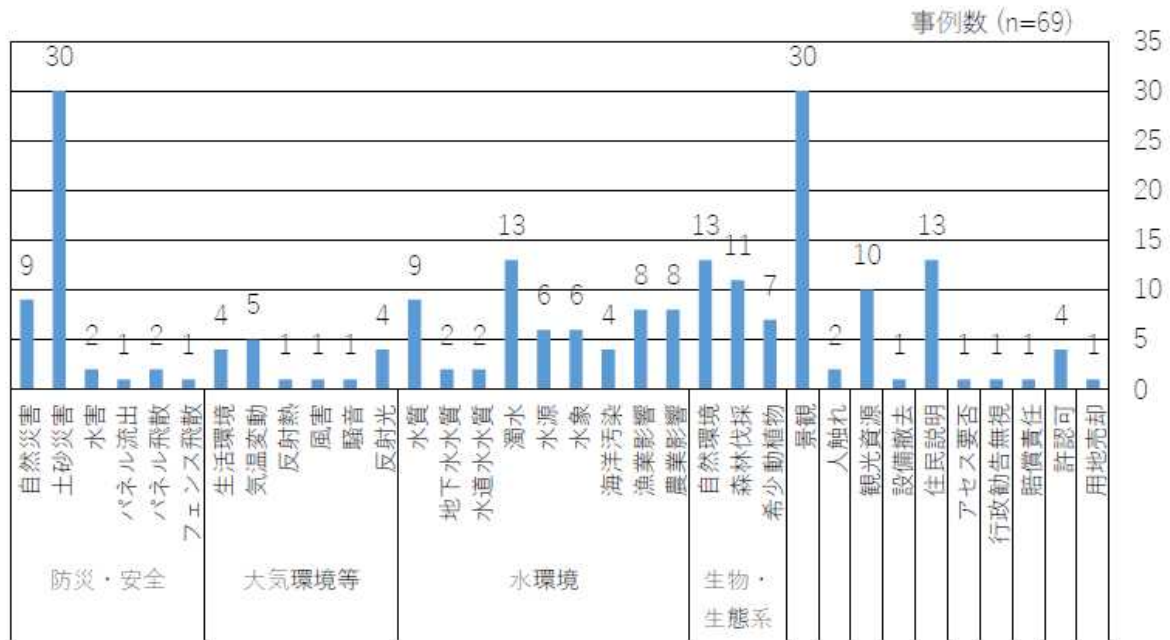
(環境影響評価室調べ)



## 2 太陽光発電所の設置による環境影響等

### (1) 全国の状況

全国の新聞掲載事例調査結果（調査期間：平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 7 月 11 日）では、太陽光発電所の設置により、①土砂災害等の自然災害の発生、②景観への影響、③濁水の発生や水質への影響、④森林伐採等の自然環境への影響、⑤住民説明の不足などの問題が顕在化している。



太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（2019年3月より）

他の面整備事業では通常見られない住居地域の近接した斜面に設置される事例や、平地に大規模に設置される事例がある。



森林を伐採し、人家背後に設置される例



100ha を超える大規模事例

図2 太陽光発電所の設置例（環境省の検討会資料より抜粋）

## (2) 兵庫県 の 状況

兵庫県での太陽光発電所による健康影響に係る苦情等の例は、以下のとおりであった。

- ① 苦情が寄せられた事業実施前の土地利用では、「林地」が最も多く、「国立公園」や「風致地区」を含むものもあり、「工場跡地」は1件であった。
- ② 苦情が寄せられた事業実施前の地形では、「大部分が斜面であり、一部が平坦な地形」が最も多かった。
- ③ 苦情等の内容は、「工事中の騒音・振動」、「供用時の騒音」、「景観」、「反射光」、「土砂災害」等であった。
- ④ 面積の大小に関わらず、苦情等は発生している。

太陽光発電施設における環境影響評価に係る実態把握調査（環境省 H30. 9）への兵庫県の回答より。（調査方法：県民局環境課へ照会）

## 3 太陽光発電事業のアセス法対象への追加

### (1) 中央環境審議会答申

中央環境審議会から「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月）として、以下の答申が出された。

#### 【内容】

- ① 大規模な太陽光発電事業を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）の対象とすべき。
- ② 他の面整備事業の規模要件<sup>\*</sup>の水準並びに面積と出力との関係を踏まえ、第一種事業は4万kW以上を、第二種事業は3万kW以上4万kW未満を規模要件とすることが適当。
- ③ 工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然とのふれあい活動の場、廃棄物、パワーコンディショナーからの騒音、反射光等を環境影響評価項目として選定
- ④ 地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進め、太陽光発電事業の適切な導入促進を図ることが重要。

<sup>\*</sup>アセス法では、面整備事業の規模要件については、施行区域の面積100ha以上を第一種事業、その75%に相当する75ha以上を第二種事業とすることを基本としている。

### (2) 環境影響評価法施行令の改正

環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）を改正する政令が令和元年7月5日に公布され、施行日は令和2年4月1日とされた。

#### 【内容】

- ① 対象事業の規模要件  
出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。
- ② 軽微な修正の要件  
発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対

象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

③ 軽微な変更の要件

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

4 太陽光発電所の設置に係る関係法令等

兵庫県で太陽光発電所を設置する場合の関係法令としては主に以下の3つがあり、それぞれ、目的や審査の観点等が異なる。

表3 各法令の目的等

法令	目的等	内容	審査の観点		手続開始時期
アセス法 アセス条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境影響評価に関して必要な手続を定める</li> <li>●環境の保全と創造について適正な配慮</li> </ul>	事業者自らが環境影響について調査・予測・評価を行い、結果を公表、一般や自治体等から意見を聴き、事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境保全に配慮して行われるようにする	<b>ベスト追求型</b> (各法令に基づく基準は守られているという前提)	大気質、水質、動植物、景観、廃棄物等に対し適切な環境配慮がされているか	<b>事業計画立案段階</b> (着工の約3年以上前)
大規模開発要綱 (H29.1 変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土利用計画法の円滑な施行と国土の適正な利用</li> <li>●無秩序な土地利用の防止</li> </ul>	開発行為を行うのに要する法令等の手続に入る前に事前に協議を行い知事の同意を得る	<b>基準クリア型</b> (各法の基準)	個別法(森林法、道路法、急傾斜地法等)の許可等の取得が見込まれる事業かどうか	<b>事業位置・規模決定後</b> (着工の約1～1年半前)
太陽光条例 (H29.3 制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定める</li> <li>●太陽光発電施設等と地域環境との調和</li> </ul>	太陽光発電等を設置する際に施設基準への適合、近隣関係者への説明、事前の届出を行う	<b>基準クリア型</b> (施設基準)	施設基準(景観、緑地保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置等)を満足するか	<b>事業実施直前</b> (着工の60日前)

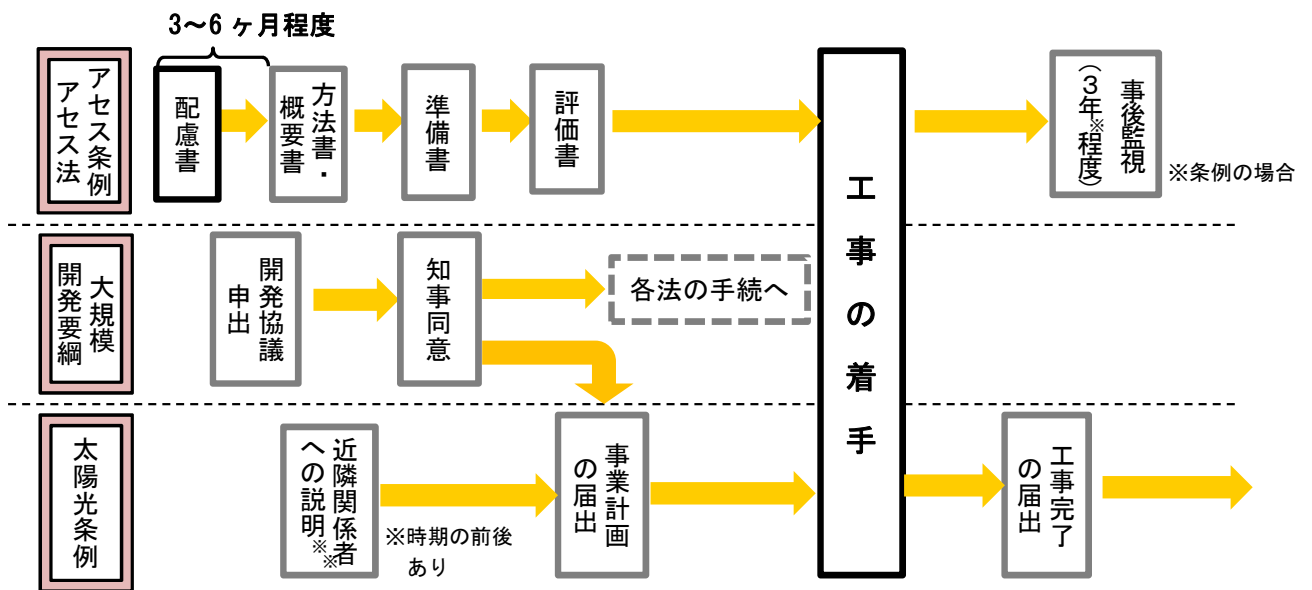


図3 各法令等のフロー

表4 太陽光発電所の設置に関する法令の対象規模

規模 法令	0～75ha	75～100ha (3万kW相当～)	100ha～ (4万kW相当)
アセス法(改正後) (R2.4.1予定)	(対象外)	[第2種事業] アセス実施のスクリーニング	[第1種事業] アセス手続、事後調査
アセス条例	(対象外(現在))		
大規模開発要綱	対象外	10ha～	
太陽光条例	対象外	0.5(一部0.1)ha～	

## 5 太陽光発電所のアセス条例対象への追加の必要性

### (1) 太陽光発電所をめぐる社会情勢の変化

固定価格買取制度創設前(平成24年度より前)は太陽光発電所の設置件数も少なく、また、設置されたとしても遊休地への設置が多かった。

しかし、固定価格買取制度創設後、買取価格の高さもあり事業収益性が高まったため、急激に太陽光発電所の設置が進み、また大規模化、さらには敷地を開発してまで設置する例(市街地や平坦地だけでなく山林や通常開発が行われない急斜面地への設置)が増加した。

その結果、設置工事や供用による周辺住民の生活環境への影響が危惧されるようになってきた。

一方、このような社会情勢の変化を受け、国において太陽光発電事業のアセス法対象化の検討が始まり、平成31年4月に中央環境審議会から答申が出された。

このたび、国が施行令を改正(令和元年7月5日改正、令和2年4月1日施行)し、太陽光発電事業をアセス法の対象事業に追加することから、県においても法と条例の一体的な運用を図るため、太陽光発電所をアセス条例の対象事業へ追加することが考えられる。

### (2) 関係法令の関係性

#### ① アセス法(改正後)

##### ア) 対象事業規模

第一種事業では出力(交流)4万kW(事業区域面積100ha相当)以上のものがアセス法の対象であるため、大規模な太陽光発電事業しか対象とされない。

##### イ) 事後調査

事後調査を行う条件が限定されており、実施回数も1回のみであり、行政への報告書の提出義務もない(公表のみ)。

#### ② 大規模開発要綱

県土の適正な利用と無秩序な土地利用の防止が目的であり、事業位置・規模決定後の手続となる。

### ③ 太陽光条例

太陽光発電施設等と地域環境との調和が目的であり、事業実施直前の手続となる。

## (3) 追加の必要性

(1) 及び(2)を踏まえると、現在、アセス条例の対象となっていない太陽光発電事業についても計画立案段階から調査・予測・評価及び環境保全措置の実施を義務づけるべきであり、また、事後監視調査の確実な実施、事後監視調査報告書の県への提出がされるようにするべきである。

これらを担保する透明性の高い環境影響評価手続を実施していくことで、住民の不安を軽減し、太陽光発電所と地域との共生を図って行く必要がある。

## 6 太陽光発電所の追加について

以上のことから、太陽光発電所をアセス条例の対象事業に追加することが適当である。また、規模要件の指標については、太陽光発電所の設置は面的な開発の側面が強いため、面積(ha)で設定することとし、事業規模は以下のとおりとすることが適当である。

### (1) アセス条例対象とする事業規模

兵庫県内では、遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。

このため、小規模な太陽光発電所の設置であっても、事業者が環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（開発行為の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全等に配慮して行われるようにすることが重要である。

一方、太陽光条例の届出実績では、面積ベースでは、事業区域面積5ha以上の設置案件が届出全件の81%を捕捉しており、山林での事業区域面積5ha以上の設置案件が自然改変に係る届出全件の86%を捕捉している。

以上のことから、アセス条例で対象とする太陽光発電所の事業規模は「事業区域面積5ha以上」の新設及び増設とすることが適当である。

#### 【太陽光条例の届出実績】（平成29年7月～令和元年6月末）

（事業区域面積：0.5ha以上。一部市町は0.1ha以上。）

- 届出全件の延べ事業面積のうち、  
5ha以上の延べ事業面積が占める割合・・・618ha/764ha=81%
- 自然改変に係る届出全件の延べ事業面積のうち、山林での  
5ha以上の延べ事業面積が占める割合・・・584ha/676ha=86%

### (2) 地域特性

自然環境への影響が大きくなるのは、山地や森林等で伐採して大規模太陽光発電所を

設置する場合であることから、これらの地域（アセス条例の特別地域※）においては特に配慮する必要がある。

また、アセス条例の特別地域以外の地域であっても、通常は事業用地に利用できないような地形の土地に太陽光発電所が設置される事例があり、造成工事に伴う粉じんや水の濁りの発生、太陽光パネルによる景観の悪化等の影響があることから、特別地域と区別することなく、一律の規模要件を当てはめることが適当である。

※ アセス条例の特別地域

→ 環境の保全と創造について特に配慮すべき地域：

鳥獣保護区、保安林の区域、国定公園の区域、自然環境保全地域、自然公園の区域等

以上

【審議経過】

2019年3月12日	環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正について 諮問
2019年6月7日	環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 審議
2019年8月2日	環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 審議
2019年9月26日	環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について 一次答申

環境影響評価審査会 委員

氏名	職業又は役職名
遠藤 知二	神戸女学院大学 人間科学部教授
大迫 義人	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 教授
小谷 通泰	神戸大学名誉教授
上甫木 昭春	大阪府立大学 名誉教授
川井 浩史	神戸大学 内海地域環境教育研究センター教授
近藤 明	大阪大学大学院 工学研究科教授
澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科教授
島 正之	兵庫医科大学 医学部教授
菅原 正孝	大阪産業大学 名誉教授
住友 聰一	(公財)ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部教授
中畠 一憲	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
中野 加都子	甲南女子大学 人間科学部教授
西田 修三	大阪大学大学院 工学研究科教授
西村 多嘉子	大阪商業大学 名誉教授
◎ 服部 保	兵庫県立大学 名誉教授
花田 真理子	大阪産業大学大学院 人間環境学研究科教授
藤川 陽子	京都大学 複合原子力科学研究所准教授
増沢 陽子	名古屋大学大学院 環境学研究科准教授
益田 晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科教授
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
○ 山下 淳	関西学院大学 法学部教授
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授

◎：会長、 ○：副会長